

刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例要旨

1 概要

令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「一部改正法」という。）が公布され、一部の規定を除き、令和7年6月1日から施行されます。

改正の内容は、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代わるものとして新たに「拘禁刑」が創設されるものであり、「拘禁刑」の創設により、受刑者の年齢や特性に合わせて作業と指導を柔軟に組み合わせた処遇を行えるようにすることを目的としています。

本市においても「懲役」及び「禁錮」を引用している条例があるため、それらを「拘禁刑」に改正するものです。

なお、「懲役」と「禁錮」の大きな違いは、「懲役」の受刑者には、刑務作業の義務があるのに対し、「禁錮」の受刑者には、作業義務がないということです。

2 改正する条例（7条例）

(1) 「懲役」を「拘禁刑」に改めるもの（第1条）

- ① 入間市個人情報の保護に関する法律施行条例
- ② 入間市ラブホテルの建築規制に関する条例
- ③ 入間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(2) 「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第2条）

- ④ 入間市一般職の職員の給与に関する条例
- ⑤ 市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例

(3) 「禁錮」を「拘禁刑」に改めるもの（第3条）

- ⑥ 入間市表彰条例

(4) 「禁固」を「拘禁刑」に改めるもの（第4条）

- ⑦ 入間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

3 施行日

令和7年6月1日（一部改正法の施行日と同日）